

出雲市文化財課「史料調査専門研究員」募集要項

出雲市文化財課では、市内に所在する史料の調査・整理・研究を行っています。

古文書史料等の調査・整理を進めるとともに調査成果を活用するため、史料調査専門研究員を募集します。

1. 募集職種及び採用予定人数

史料調査専門研究員 2名

2. 業務内容

古文書史料に関する整理、調査研究及び調査研究成果を基にした講座等の講師など

3. 勤務場所

出雲市文化財課 [出雲市大津町 2760 番地 出雲弥生の森博物館内]

4. 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※令和8年度出雲市一般会計当初予算が成立してから正式任用となります。

※勤務実績等踏まえて任用を延長する場合があります。

5. 応募資格

次の(1)から(5)までの要件を満たす人

- (1) 大学または大学院において日本史（文献史学）を専攻し、学士または修士の学位を取得した人
- (2) 古代から近代の古文書及び歴史資料の文献的諸調査・研究に熱意をもって取り組める人。また、出雲の地域史について関心を持っている人
- (3) 文献史料の整理・調査の経験を有する者。また、文献史料の取り扱いの経験があり、古文書の解読ができる人
- (4) 令和8年4月1日時点で学芸員資格を有している、もしくは取得見込みの人
- (5) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人

【地方公務員法第16条 抄】

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 出雲市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

6. 必要な免許・資格等

- ・普通自動車運転免許（A T限定可）
- ・パソコン（ワード・エクセル）の基本操作ができること
- ・文献史料の整理・調査の経験又は文献史料の取り扱いの経験については、履歴書等にその旨を記入してください。また、採用者となった場合には、職務経歴についての証明を求めることがあります。

7. 募集期間

令和8年1月26日（月）～令和8年2月9日（月）必着

※受付時間は8時30分～17時まで

※郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書をし、簡易書留としてください。

8. 提出書類

履歴書1部（市販のもので可）

※写真の裏面に氏名を記入して貼り付けてください。

※応募する職種を必ず記載してください。

9. 受付場所（郵送先）

出雲市 市民文化部 文化財課

〒693-0011 出雲市大津町 2760 番地 出雲弥生の森博物館内

10. 試験日時

令和8年2月15日（日）午後 ※時間は別途通知します。

11. 試験会場

出雲市大津町 2760 番地 出雲弥生の森博物館

12. 試験内容

実技試験及び面接試験（個別面接）

※ 実技試験は古文書解読試験で、辞書の持ち込み可。（タブレットやスマートフォン、電子辞書等の電子端末は使用不可）

13. 勤務条件等

(1) 勤務日数 17日／月 勤務（4日程度／週 勤務）

(2) 勤務時間 8時30分～17時15分（うち休憩時間60分）

(3) 報酬 12,514円／日～13,952円／日

※学歴・職歴に応じて決定します。

(4) 通勤手当 3,300円～24,500円

※2km以上が対象で、距離区分に応じて支給

※定期券利用者は150,000円以内で勤務日数に応じて支給

(5) 期末手当・勤勉手当 あり

(6) 退職手当 なし

(7) 休暇

年次有給休暇、夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、介護休暇、子の看護休暇、
産前産後休暇、育児休業、私傷病休暇など

(8) 福利厚生

①健康保険（共済組合短期） あり

②厚生年金保険 あり

③雇用保険 あり

④公務災害補償 あり

⑤駐車場 あり（使用料2,800円／月）

14. その他

任用開始から1ヶ月間は条件付採用期間となります。

状況により、その他手当を支給する場合があります。

15. 選考結果の通知

選考結果については、書面にて通知します。

16. 問い合わせ先

〒693-0011

島根県出雲市大津町2760番地 出雲弥生の森博物館内

出雲市文化財課 文化財保護係 担当：安田

電話 0853-21-6893

FAX 0853-21-6617

メール yasuda-shinya@city.izumo.shimane.jp